

生徒・保護者のみなさまへ

就学支援金(新制度)の対象外となる生徒向けのご案内



申請により授業料の負担が軽減されます



授業料の負担軽減制度

制度の利用には
毎年度申請が必要です。

①国の助成 **就学支援金(経過措置)
高校生等・新修学支援金**

②都の助成 **授業料軽減助成金**

合わせて最大で
年50万1,000円
(在学校の授業料が上限)

- ▶ 就学支援金(新制度)の対象外となる**一部の外国籍等の生徒向け**のご案内です。
- ▶ ①と②は、**それぞれ別に**申請が必要です。
- ▶ 助成額の内訳は、保護者の所得、生徒の学年により異なります。
- ▶ 該当区分を判別するため、**原則すべての保護者について所得の確認が必要**となります。

区分	世帯収入※1	学年	各制度及び助成額※2	
	a 所得のある保護者が1人 b 所得のある保護者が2人			
A	a 約910万円以上 b 約1,090万円以上	新入生	②【都】授業料軽減助成金 50万1,000円	
		在校生	①【国】高校生等・新修学支援金 11万8,800円	②【都】授業料軽減助成金 38万2,200円
B	a 約590万円以上～約910万円未満 b 約740万円以上～約1,090万円未満	新入生 及び 在校生	①【国】就学支援金(経過措置) 又は高校生等・新修学支援金 11万8,800円	①と②は それぞれ別に 申請が必要
C	a 約590万円未満 b 約740万円未満	新入生 及び 在校生	①【国】就学支援金(経過措置) 又は高校生等・新修学支援金 39万6,000円	②【都】授業料軽減助成金 10万5,000円

※1 年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

※2 授業料の負担軽減額は、50万1,000円の範囲内で、在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。

○ 国の「就学支援金」「高校生等・新修学支援金」の対象外となる、在留資格が「留学」の新入生は、都の「授業料軽減助成金」のみ対象となります。
助成額は所得にかかわらず50万1,000円の範囲内で、在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。

国の助成

就学支援金(経過措置) 高校生等・新修学支援金

授業料の一部に充てる費用として高等学校等就学支援金を国が学校に支払い、家庭の教育費の負担を軽減する制度です。



申請時期	主に6月(毎年度申請が必要です)
対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。令和8年度より、対象となる方の要件に一部変更があります。

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学支援金等とあわせて都内私立高等学校の平均授業料まで都が助成する制度です。



申請時期	7月(毎年度申請が必要です) 6月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期のお知らせをします。当財団ホームページでもご案内します。
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(全日制課程・定時制課程)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。

就学支援金新制度(令和8年度からの制度)の対象外となる一部の外国籍等の生徒の方については、当財団ホームページでご案内します。



その他の制度(所得要件あり)

都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費(学用品費、修学旅行費等)負担を都が軽減する制度です。



申請時期	7月(毎年度申請が必要です) 6月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期のお知らせをします。当財団ホームページでもご案内します。
対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。ただし、所得要件があります。

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

貸付(無利子)

育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。



申請時期	各学校の定める期間内(4月からおおむね1～2か月)
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、国公私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。

お問合せ先	助成	① 就学支援金 新修学支援金	東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	☎ 03-6743-5011 (受付時間 平日9:15～17:00)
		② 授業料軽減助成金 ③ 奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減・給付金担当(高校)	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15～17:00)
		貸付	④ 東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課

公益財団法人 東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

東京都私学財団



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中

お役立ち情報をお届けします

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A

